

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 9 月 18 日現在

機関番号：32801

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530154

研究課題名(和文)原子力政策決定における公共空間 - 日・カナダ・アメリカの政策ネットワーク

研究課題名(英文)Public Sphere in Nuclear Policy Making Process-Japan, the United States and Canada

研究代表者

安田 利枝 (YASUDA, Rie)

嘉悦大学・経営経済学部・教授

研究者番号：50230230

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：原子力政策の場合、公的決定の権限をもち、手続き、決定プロセスを管理し、財政上の予算の権限を握る政治家と官僚のもつ政策信念と支配戦略にかかわる意志が決定的に重要であり、公的空間がどれだけ多様な利害関係者と公衆に開かれたものとなるかを性格づけている。日米加3か国の核エネルギー利用に関する政策は、国家安全保障政策と結びついており、NPT-IAEA体制と表裏一体であるため容易に変化しがたい。過酷事故後も国家レベルでの政策変化は、規制の強化にとどまる。一方、事故を深刻に受け止めた自治体では、特に住民の健康と安全に責任をもつ立場から原子力発電事業固有の問題に対して権限を強化する方向にある。

研究成果の概要(英文)：The policy beliefs and political will concerning the governing strategy of the politicians who have the power of decision-making, and bureaucrats who manage the decision-making process are decisive factors in nuclear power policy. These factors characterise how open the public sphere of decision-making is towards various stakeholders and the public. This could change the consequences and the quality of a policy. The policy in the three countries of Japan, USA and Canada are closely connected with their national security policy. This policy and the NPT-IAEA regime are two sides of the same coin. Therefore they are not easily changed at the national level, as the dominant coalition consisting of government and nuclear energy industry did not change their beliefs except for tightening regulations, even after severe nuclear accidents. However, there are some noteworthy moves among self-governing bodies to strengthen their own authority over the nuclear industry for the sake of public safety.

研究分野：国際関係論

キーワード：原子力政策 原子力発電 原子力複合体 唱道連合論 公共権 電力自由化

1. 研究開始当初の背景

気候変動問題への対応として、日米両国では原子力カルネサンスが謳われ、両国が原子力発電を推進する政策をとりつつ、エネルギーを渴望する新興経済諸国への原発輸出を加速させていた中で第一原子力発電所の事故が起こった。

この過酷事故後の様々な報道、分析、論評により、日本の原子力政策が「原子カムラ」と称される原子力複合体によって独占されてきたことが事故を生んだ政治的背景の主要要因として浮かび上がった。

日本中でエネルギー政策をめぐる議論が沸騰し、とりわけ政治学はどのような要因がエネルギー政策の革新をもたらしているのかを考察することを求められた。その要因とは、政策分野ごとの機会構造や政治システムの分権度、開放度なのか、社会に衝撃を与える原発事故のような事象と世論の変化なのか、技術革新なのか、各政治主体が政策決定に及ぼす影響力にかかわる資源の質と量なのか、政策信念が公衆に対してもつ説得力なのか、政治学、中でも政治過程論にはこうした問いに答える社会的要請が生まれた。

2. 研究の目的

原子力政策に係る日米加の政策決定の法制度上の公共空間の在り方と政策との関連について理論的な知見を得ることを目的とした。なぜなら、日米加3か国は共に原子力を推進し、かつ米加と日本では公衆の政治参加という面で公共空間の在り方が大きく異なるからである。環境に係る社会諸科学の領域では、公衆の意思決定への参加、公共圏の豊富化、公衆の手続き的権利の確立等が環境にかかわる政策の合理性と倫理性を担保する鍵として期待されてきたからでもある。

原子力の利用は、現代の科学技術の中でもその価値評価をめぐって最も社会的に激しい「対立の慣性」が生じている高リスク技術であり、原子力発電所の立地建設への地元合意、運転時の温排水など環境生態系の破壊、核廃棄物の最終処分、事故時の避難体制の確立、事故時の巨額の損害賠償負担などの難問を抱える。こうした政策課題については、経済合理性だけでなく、安全性とリスク、負担と受益、不確実性、将来世代への責任など、政策の倫理的根拠をも問う必要がある。まさに社会的、国民的合意形成を必要とする政策領域であり、批判者、反対者をも包摂した公共空間における公平かつ豊饒な議論がなされるべき政策である。

より公衆に開かれた政策決定過程の諸制度は、どのような要因によって創出、拡充され、また縮減されるのか、そして政策内容にどのような影響を与え、どのような政策を帰結するのか。こうした問いに答え得る政策過程論構築の一助とすることが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

政策ネットワーク論から派生し、環境問題にかかわる政策信念の対立を理論枠組みの中心に据えた唱道連合論(ACF:Advocacy Coalition Framework)、政治的機会構造論を組み込んだ修正版唱道連合論、政治的機会構造論を洗練させたクリージの議論(機会構造を国家の正式の制度構造、挑戦者に対する政治的エリートの非公式の手続きと支配戦略で構成)そして、公的アリーナ(主張が公になされる場、本稿でいう公共空間)を3分類したE.フラムの議論に依拠する。E・フラムは、技術的広報キャンペーンのアリーナ、実質的に空洞化されたアリーナ、対論アリーナの3種を区別した。以上の分析枠組みを用いて以下の資料・文献について分析を行った。

(1)日米加の原子力政策並びに原子力関連の法制度に関する研究文献資料、(2)スリーマイル島原発事故と福島第一原発後の米日両国政府、原子力規制機関、原子力業界の対応に関する新聞報道と研究文献資料、(3)電力市場の自由化が原子力産業にもたらした影響に関する研究や報告の文献資料、(4)上関原発計画にかかわる各主体の運動・裁判資料、地方紙など一次資料の収集と現地取材、(5)アメリカオレゴン州のトロージャン原子力発電所ならびにバーモント州ヤンキー原発の建設、運転、廃止にかかわる各主体の運動と活動に係る一次資料の収集と現地取材。

4. 研究の成果

4-1 主たる研究成果

(1)NPT=IAEA体制下の日米核エネルギー同盟の堅固さが両国のエネルギー政策としての原子力推進を支えている。すなわち国際政治における文脈を見ることなく、各国の国内政治単位でエネルギー政策を分析することはできない。

IAEA下での安全規制、核物質防護など核管理に関する国際諸条約、核融合、核分離返還技術、廃炉技術等に関する国際的な研究開発、損害賠償に係る国際条約、二国間原子力協力協定による原子力発電プラント設備の輸出等の諸領域において、米日加は政府および原子力産業界がつくる国際的なネットワークの枢要なメンバー国である。加えて日米の原子力産業界は一体化しつつある。

福島第一原発事故後、日本政府に「外圧」をかけ続けた戦略国際問題研究所に集う知日派政財界人とエネルギー省関係者の主張とこれに対応した日本政府の動きがこれを証明している。

(2)米日両国で起きた過酷事故が原子力政策に与えた影響は、「規制の強化」に止まる。アメリカの規制当局の権限と体制は、日本より独立性が高く強大であるが、程度に差こそあれ、「規制の虜:Regulatory Capture」の要素を抱え込んでいる。「規制の虜」が生じ

る理由は、原子力事業者がもつ情報と規制する側がもつ情報との格差、国家の原子力政策の基本が「推進の中の安全」であること、そして国策民営では事業者にとっての費用を勘案せざるを得ないことにある。

TMI 事故後の米国政府並びに規制当局（NRC:原子力規制委員会）は、公衆の健康と安全への配慮という側面で大幅に規制を厳格化したものの、既存原発の運転に係る安全規制、特に設計基準外の過酷事故への新たな対応策、戦略、指針については産業界の自主規制をほぼ追認した。福島事故後もほぼ同様である。その判断原則は、功利主義であり、「費用対効果」の計算である。

福島事故後の日本の行政府にとっては、原発の早期再稼働を求める電力会社の財務事情、そして安定した電力供給こそが日本経済にとって死活的に重要であるとの経済界の主張が優先的な配慮の対象であった。そして、ストレステスト実施や経済産業省から切り離した新たな規制機関の設立により国民世論への配慮を一定程度示しつつ、一方で逆風下にある原子力発電事業を支援すべく、発電所立地自治体への働きかけと財政的支援措置を実施していった。

例えば、経済産業省と文部科学省は早くも震災1か月後の時点で「電源立地対策交付金交付規則」を全面改訂し、新增設の場合の交付金単価を増額し、既設の原発について発電実績に応じて交付額を決める方式へ変更している。

また、既定の政策の修正を最小限にとどめるべく、2011年秋から電力事業者、原子力メーカー、日本原燃、経産省官僚による非公式の「秘密会議」を原子力委員会の下におかれた原子力・核燃料サイクル技術等検証委員会の枠外で頻りに繰り返した。政策内容について委員会や審議会での議論の実質が殆どなく、省庁官僚の手になる委員の人選、議案設定、議論の方向性、結論等を逸脱することがないという3.11以前の公的決定の在り方がそのまま踏襲されていた。

日本がエネルギー資源小国であるとの基本認識に基づく核燃料サイクル政策の継続、原子力関連技術を最大限活用した輸出産業としての育成と発展の必要性等の従来の政策信念を、行政府中枢の多くのアクターたちは福島第一原発事故後も変えることはなかった。

(3) 一部であれ、地方自治体の独自の安全性への配慮施策や自治体同士の横の連携強化が図られていく趨勢にある。

原発事故後の道府県および市町村の首長たちの動向からは、中央集権的な原子力行政の在り方に一定の転換をもたらす可能性が感じられる。東日本大震災と原発の過酷事故に直面した中央政府による危機管理がほぼ無力で実効性をもたないことが証明されてしまったからである。

例えば、大阪市のような大電力消費地であ

る自治体が株主として電力会社の経営に参与しようとする動きがあった。新たに義務付けられた広域避難計画の策定が不十分なままに再稼働を急ぐ自治体もあったが、他方で危機管理と地域住民の健康と安全への責任を重視して、立地地域並みあるいは立地地域に近い安全協定の締結を目指して電力会社と交渉を続け、原発の運転についての地元合意を要請する自治体も出てきた。東京電力が柏崎刈羽原発を所有する新潟県では知事が福島第一原発事故への東京電力の責任を問い続ける厳しい姿勢を崩していない。中部電力の浜岡原発を抱える静岡県知事も、危機管理を最優先する姿勢であり、再稼働には住民投票が必要だと発言している。

中央政府に対する国民の信頼感が失われ、住民の意識動向に敏感な自治体の首長の存在感を高めている。

(4) 米日の支配連合には、自由競争下の原子力産業の行方についての危機感があり、原子力発電維持、推進のコストがより電力消費者ならびに納税者に転嫁される傾向にある。米国の州政府には公益事業の料金設定についての管轄権があり、これが州レベルでの公益事業規制の根幹をなす。

一般的に電力市場の自由主義的改革を原子力推進派は懸念し、反対派が歓迎する構図がある。

自由化された電力市場での原子力発電事業の経済性には疑問がある。立地や建設の初期費用が巨額であること、計画から運転開始まで、また稼働後も立地地域住民の動向や予期せぬ機器のトラブル、安全規制の強化などの不確実性が大きいこと、核廃棄物や廃炉費用を含めた事業全体の最終費用が不透明であること、競争市場では電力価格の変動が大きく費用を回収できない可能性があることなど、特有の不確実性、不透明性がその理由である。米国では天然ガス価格の大幅な低下が原子力事業者に不利に働いて閉鎖に追い込まれる原発が出てきている。

日米の産業界並びに行政官庁には原子力発電事業が成立するためには、政府財政による債務保証や長期の価格支持政策など、より一層の明確かつ長期的な原子力事業支援策が必要との共通認識がある。

例えば、共和党政権下の米国で政府による事業者の債務保証が議会で承認されている。日本では、3.11以前にすでに廃炉費用、放射性廃棄物の最終処分費、再処理費用を総括原価方式の下で原価に算入すること、2000年以降、新電力に対しても託送料金に含める形で廃炉や再処理費用を負担させること、3.11後はさらに原発の運転終了後も減価償却費を料金原価に含め、また電源開発促進費に被災者補償額を組み込むことを決定している。加えて再処理政策を継続するため積立金方式から拠出金方式へと変更、再処理事業の実施主体を経産省の認可法人とする法律を成立させた。

すなわち、国策としての原子力事業の延命と保護のための施策が次々に打たれている。原子力損害賠償制度についても事業者の有限責任論が浮上している。

(5) 事例研究：オレゴン州トロージャン原発をめぐる公共空間

米国西海岸の直接民主主義的諸制度による公共空間の豊かさが、事業失敗という原子力発電事業者の負うべきコストを料金支払者や納税者に転嫁されることを防止した。

トロージャン原発の歴史は「公益事業」の在り方について次の5つの論点で深く考えさせる事例である。

トロージャン原発は、未来についての対立する2つの見解、すなわち科学技術の進展に期待し、安く豊富な電力に支えられた各種産業の発展を展望していた諸勢力と、反戦と平和、生命、環境保全など新しい価値と倫理を主唱する諸勢力との対立のシンボルであったこと。

ポートランド電力(PGE)が隠ぺいしていた、蒸気発生器の事故、耐震性基準を満たさない管制室の構造壁、敷地を走る断層線、緊急冷却装置の欠陥などの様々な安全性の問題を、法律家や活動家からなる反核市民運動団体が、「憂慮する科学者同盟」などの全国的なシンクタンクの協力の下に追及し続け、明るみに出していったこと。

公聴会、請願、イニシャチブ、レファレンダムなど直接民主主義的政治制度をDon't Waste Oregonという市民団体を中核とした活動家たちが粘り強く活用したこと。オレゴン州では1976年から1992年に至る17年間に実に10の原子力発電事業と核廃棄物にかかわるイニシャチブ法案が州民投票にかけられている。イニシャチブ法案の投票結果を見る限り、州民の多数は、運転中の原発の廃止に賛成することはなかったが、州政府と州民がより強力に原子力発電をコントロールすることを望んだといえる。

アメリカには1987年に廃止されるまで「フェアネス・ドクトリン：公平性の原則」と呼ばれる反論権があり、トロージャン原発問題ではこの権利が最大限活用された。公共性を担う放送メディアという見地から、一方に偏った意見が放送された場合、反論したい側が反論権を主張すると、メディアは同じ放送時間を無償で提供する義務があり、反核活動家たちは資力ではなく、一定程度言論の力で放送メディアを舞台に戦うことができた。

公益事業体(utility)の顧客である料金支払者の利害を代表するCUB: Citizen's Utility Boardのような非営利組織が州民投票で設立され、時に州政府、立法府、州政府の公益事業委員会(OPUC)に対抗して、消費者に課せられる料金の正当性を問題にし、裁判も戦っている。オレゴン州のCUBは再生可能エネルギーへの転換を主唱する政策提言活動も活発に行っている。

州公益委員会(OPUC)がPGEに対して、トロージャン原発の廃炉決定に伴い、投資についての未減価償却分を回収しかつ投資利益を得ることのできる料金設定を認めたことに対し、CUBと市民団体の公益事業改革プロジェクト(Utility Reform Project)が訴訟を提起、1978年にイニシャチブで成立していた法により、CUB側がこの訴訟で勝訴、OPUCとPGE側が敗北する。この事態に、州立法府が投資利益を認める「トロージャン法: HB3220」を通過させると、消費者団体、反原発団体、環境団体など多くの市民団体が結集、トロージャン法をレファレンダムにかけ廃止することに成功した。

PGEがトロージャン原発を運転17年間で廃炉とせざるを得なかった経営上の失敗から利益を得ることを、州立法府と知事は認めたがオレゴン州民は認めなかったのである。

また、オレゴン州民は、イニシャチブにより、原子力発電所の認可について州民投票と廃棄物処理施設の存在を条件とした1980年の法案7号(カリフォルニア州の原子力安全法と類似する)、放射性廃棄物処分に厳格な要件を求めた1984年の法案9号、高レベル放射性廃棄物貯蔵用地選定における州の役割強化を求めた法案1987年の法案1号を州法とした。

Voter's Pamphlet(州選挙時に投票にかけられる法案について有権者に解説する小冊子で、意見陳述欄のスペースを購入することにより賛否両論が併記される)の分析により、反対連合には、環境保護や反核・反原子力の市民団体に加え、サーレム電力やエメラルド人民公益事業区のような地域に根差す地域所有の公益事業者が参加していることがわかった。

支配的連合に組したのは、オレゴン州における労働組合の連合体(Oregon AFL-CIO)、トロージャン原発立地地域の住民、地方ビジネス経営者などであった。

(6) 事例研究：山口県熊毛郡上関町原子力発電所計画

支配連合と対抗連合の根深く長い政治的対立が続いてきた上関町では、計画浮上当初から町長選挙、議会議員選挙と議会での質疑に限定された闘争型の政治が展開し、利害が対立し政策信念を異にする両勢力が議論し交渉する対話型の政治空間が存在しえなかった。社会運動の側では、動員できる資源も政治的機會も極めて限定されていた。

支配連合と対抗連合の構図

中国電力上関原子力発電所1,2号機は、原子炉設置許可申請まで手続きが進んでいた日本で唯一の新規計画である。東日本大震災が起きるまで設置許可審査が進み、中国電力は2000年の環境影響評価追加調査に加え、再び2010年に耐震安全性について地質、地質構造、活断層評価に係る追加調査を求められていた。計画の適切性についての総合的な

判断がなされないまま、現地で建設準備工事が進められていたところ、震災により工事の中断を山口県知事が要請、中電がこれに応じ、その後 2012 年に県の公有水面埋立免許が切れたまま、2016 年 6 月現在、計画は中断している。

1980 年代初めの立地計画以来の支配連合と対抗連合間の政治的抗争は、町議会議員選挙、町長選挙をめぐって先鋭化し町を鋭く分断してきた。1987 年の大量不正転入事件、2003 年の推進派町長後援会会長の買収容疑による逮捕とこれに続く町長の辞任などの政治的スキャンダルが発生している。町民の投票行動自体が、選挙時にばらまかれるお金、家族、親戚、姻戚、雇用を通じた人間関係からめとられているとの指摘がある。

上関町では電源立地地域対策交付金と中国電力からの寄付金に地域経済の活性化を期待する商工会を中心とする推進派連合が常に町民の約 6 割を掌握してきた。実際、中国電力から漁業補償金、基金協力、立地環境調査迷惑料、四代地区集落排水整備事業とテレビ電波塔への寄附、町財政への協力金など、巨額かつ不明朗な寄付(判明しているだけで合計 46 億 8300 万円)が、漁業権者、建設予定地住民、町執行部の要請に応じてなされた。

推進派の町商工会、商工業協同組合、建設業協同組合などが集まる「まちづくり連絡協議会」は自民党上関支部と密接な関係にある。周辺自治体では 2 市 4 町村の商工団体により「立地促進商工団体協議会」が作られている。県レベルでは、県経営者協会、県商工会議所連合会などが山口県エネルギー問題懇話会に集まっている。隣県に広島県電力協議会があり、中国地方全体では、中国大口電力需要者会、中国地方電力協議会連合会、中国鉄鋼業協会などが、早期着工、早期建設に向けて連携してきた。

他方、建設予定地対岸の祝島の住民たちによって 34 年間に及ぶ徹底した原発反対の非暴力直接闘争と裁判闘争が続けられてきた。「上関原発を建てさせない祝島島民の会」と「原発に反対し上関町の安全と発展を考える会」の 2 つの主要住民組織が、原発予定地の土地取得と共有登記、立木トラスト、選挙での候補者擁立と選挙運動、請願、署名活動、県庁や国への申し入れ、集会・勉強会の開催、各地の原発反対運動との交流、裁判闘争、調査や準備工事阻止の直接行動など手段を尽くした反対運動を続けてきた。同時に、原発マネーに頼らない町おこしのために、びわ茶、ひじき、寒干し大根、干しタコなどの農水産物加工販売、伝統の祭り「神舞」の復活、練堀など文化史跡の発掘と保存、循環型農業の実践、自然エネルギー 100% プロジェクトなどの取組みを実施してきた。

反対運動に連携してきたのが広島など近隣県の反原発市民運動、全日本自治団体労働組合山口支部、反原発の立場で言論活動続ける地震、温排水などの研究者、入会権やコ

モンズの研究者、希少な瀬戸内の自然生態系保全のために活動する生物学者や「長島の自然を守る会」など自然保護活動家たちで、近年は瀬戸内の自然に魅了された若者たちのグループも建設反対運動に合流している。

上関原発をめぐる推進派と反対派の対立は、商工業者と漁業者、農業者間の生業による利害の対立に止まらない、生業と暮らしに根差す価値観、科学技術観、自然観の対立でもある。

上関原発に係る数々の訴訟において、漁業を営む海に対する漁業協同組合の総有的権利の主張、建設予定地にある神社地をはじめとする入会地に対する入会権者たちの総有的権利の主張がなされており、反原発運動がそのままコモンズとしての海、コモンズとしての入会林野を守る運動でもある。上関原発反対運動は自然生態系、環境保全の世界的潮流から見て極めて先端的な運動である。

閉ざされた公共空間

様々な利害関係者を包摂し、様々な視点から多様な議論が展開されることを可能にする公的議論の場は、計画浮上当初から閉ざされていた。立地予定地が「伊予灘及び日向灘周辺地域」という地震予知特別観察地域に属しているため、反対派が 1985 年に中国電力に「公開質問状」を出して上関町に地質学者同士の公開討論会開催を要求したが、これに対し、中国電力が「町当局以外の要請には答えられない」と回答、上関町長も「町民以外の人とは話をしない」と述べるなど科学的討論さえも締め出す姿勢に終始した。用地選定のプロセスが、基本的に電力会社と地元利害関係者(地権者、漁業者、自治体)との私的な関係として処理される慣習が根付いていることが要因の一つである。

山口県は二井知事の下で、「立地自治体の意志を尊重し、国策に従う」との立場を貫いてきたが、一度、県独自の技術審査会を設けて検討を要請、県民公聴会を開催し、審査会の答申に基づいて中国電力に追加調査を、国には安全確保の要請を行ったことがある。事業者による環境影響評価が予定地周辺の生態系の重要性に配慮していないとする多くの厳しい批判に答えたものである。

立地手続き上の公開ヒアリングは経済産業省と内閣府原子力委員会の指針に基づくもので、法的根拠をもたない。電源三法交付金の交付は公開ヒアリング前になされるなど行政側の位置づけも低い。実態としても儀式にすぎない。

2001 年の経済産業省総合資源エネルギー調査会・電源開発分科会における上関原発電源開発基本計画組み入れの審議の際も同様であった。議事進行は事務局主導でなされ、案件の経緯説明において焦点の漁業権問題は触れられず、議論ではなく、事務局との応答がいくつかなされたにとどまった。

(7) 原子力政策にかかわる公共空間

日本では、公共空間のあり方が E. フラムの

いう推進主体による啓蒙の立場からの技術的広報キャンペーンであるに止まり、アメリカ西海岸の諸州では、対論アリーナの様相が濃いと結論付けられる。多元的、分権的、かつ三権分立の徹底したアメリカにおいても、原子力の安全規制については連邦政府の専権事項であり、連邦法の優越によって州レベルでの裁量権限は限定されている。しかし、直接民主主義諸制度が根付く諸州では、次第に原子力発電所に関わる州政府権限を強化する傾向にある。

他方、カナダの廃棄物管理機構が設定した国民協議の過程は、対論アリーナであり、原子力についての根深い価値観の対立を浮き彫りにしながらも利害関係者間に一定の合意を生み出すことに成功した。

日本では高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏れ事故後の1996年原子力円卓会議が試みられたことがある。しかし、会議において対立の慣性が解けることなく、市民対話の試み自体が終息していった。

日本における原子力政策をめぐる公共空間がH・フラムのいう対論型でない理由は、国家の正式の制度構造が集権的であり、挑戦者に対する政治的エリートによる非公式の手續きと金銭的な誘導による支配戦略が優勢だからだと言える。

4-2 得られた成果の位置づけ

本研究で確認できたことの一つは、原子力政策の場合、公的決定の権限をもち、手續き、決定プロセスを管理し、財政上の予算の権限を握る公的アクターのもつ政策信念と支配戦略にかかわる意志が決定的に重要であり、公的空間がどれだけ多様な利害関係者と公衆に開かれたものとなるかを性格づけるということである。

もう一つは、原子力政策は一国内のエネルギー政策として完結せず、国家ならびに国際の安全保障政策と切り離しがたいことである。アメリカ、フランス、日本、カナダのような原子力利用を推進してきた主要諸国にとっては、国際社会におけるNPT-IAEA体制の維持が至上命題となっている。

国際社会にあっては核エネルギーの安全面での管理・規制の情報はIAEAが一元的に管理する権限を有し、世界保健機構の介入を許容しない。このような構図はEUにとっても同様で、EUの専門機関である欧州環境機関は欧州原子力共同体EURATOMが管轄する放射線防護や安全規制には関与できない。

一国レベルでの原子力政策の検討に視野を限定することは、こうした国際社会における原子力の位置づけを見落とす危険がある。

4-3 今後の展望

3つの方向性が考えられる。一つは、権威主義的国家と考えられてきたドイツが原子力政策、環境政策については、なぜ、どのようにして論争型、合意形成型のアリーナを形

成できたのか、また、公益調査制度のような優れた合意形成型アリーナをもつフランスが、なぜ、原子力政策を転換させないのかなど、世界の他の主要国の原子力政策を同じ理論枠組みで問う方向性である。

2つ目は、原発事故後に、公衆の健康と安全確保を目的として、州や県レベルで国の規制よりも一層厳しい規制を求める動きがあることから、原子力政策の地方分権の可能性と限界を探る方向である。

3つ目に、各国の原子力政策が、NPT-IAEA体制とどのような相互影響下で形成、維持されているのか、IAEAやEURATOM、世界原子力発電事業者協会、各国の原子力関係機関や原子力産業界がどのような人的相互交流の関係にあるのかなど、研究の視野を国際機関と各国の相互作用まで広げる方向性が考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

1. 安田 利枝 Chronology of Initiatives and Referenda on Nuclear Power generation in the United States、嘉悦大学研究論集、査読有、56巻2号、2014、57-70
<http://id.nii.ac.jp/1269/00000315/>

2. 安田 利枝「アメリカ合衆国バーモント・ヤンキー原子力発電所年表：運転延長許可、事故、州政府の管轄権をめぐる」、嘉悦大学研究論集、査読有、55巻2号、2013、45-61
<http://id.nii.ac.jp/1269/00000301/>

3. 安田 利枝「原子力発電関連施設 住民投票年表」、嘉悦大学研究論集、査読有、55巻1号、2012、87-110
<http://id.nii.ac.jp/1269/00000297/>

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

原子力総合年表編集委員会 代表船橋晴俊、『原子力総合年表 福島原発震災に至る道』、すいれん社、2014、総頁数877頁
年表作成：上関原発計画、世界のエネルギー問題・政策、国際機関・国際条約、核開発・核管理・反核運動(共著)、アメリカ(共著)、カナダ、スウェーデン(共著)、ソ連邦、東南アジア(共著)、南アジア(共著)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安田 利枝 (YASUDA, Rie)
嘉悦大学・経営経済学部・教授
研究者番号：50230230